

東日本大震災で被災された後期高齢者医療被保険者の皆さまへ

平成23年7月1日から医療機関等の窓口での取扱いが下記のように変わります。

① 医療機関等において、保険診療等を受ける際には、窓口での「被保険者証」の提示が必要になります。

現在、震災に伴い、被保険者証等を紛失したこと等により、窓口で提示できなくても、氏名、生年月日等を申し出ることにより、保険診療を受けられる取扱いとなっておりますが、平成23年7月1からは、保険診療等を受ける際には、「被保険者証等」の提示が必要になります。

② 医療機関等を受診した際に窓口負担が免除となるためには、「一部負担金等の免除証明書」の提示が必要となります。

現在、窓口で以下に該当することを申し出たことにより、窓口負担が免除されている方について、平成23年7月1からは、福島県後期高齢者医療広域連合が発行する「一部負担金等の免除証明書」の提示が必要となります。(免除となるのは、平成24年2月29日まで(入院時食事療養費及び入院時生活療養費は平成23年8月31日までを予定)です。)

以下のいずれかに該当する方

- ①住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
- ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
- ③主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ⑥原発の事故に伴い、警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方

ただし、被保険者証の住所が以下の市町村の方については、当分の間、被保険者証の医療機関等窓口への提示のみで足りしますので、免除証明書は必要ありません。

広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村、田村市、南相馬市

※田村市と南相馬市については、平成23年8月1日から免除証明書が必要となります。

なお、原発の事故に伴い、政府の屋内退避指示の対象となっていた方の窓口負担の免除は、6月末日までに受けた診療等分までとなります。

「保険料の減免」について

東日本大震災で被災された方(※)の平成23年度後期高齢者医療保険料の減免を受けるためには、お住まいの市町村への減免申請の手続きが必要です。なお、原発事故による警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域に住所を有する方等は、原則、申請は必要ありません。

(※)住宅が半壊以上の損害を受けた方、収入が大きく減収した方、原発事故による各種指定区域に住所を有する方、住宅に居住不能な状態が長期間継続し避難せざるを得ない状況になった方等

「被保険者証」や「一部負担金等の免除証明書」が必要な方、「保険料の減免」を受ける方は、忘れずにお住まいの市町村の後期高齢者医療担当窓口で申請してください。

詳しい内容については、右記の連絡先またはお住まいの市町村担当窓口へお問い合わせください。

福島県後期高齢者医療広域連合

〒960-8043 福島県福島市中町8-2 福島県自治会館2階 TEL024-528-9025 (代表)